

明監報第15号

総務局（財務室）定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和2年11月25日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 国 出 拓 志

同 丸 谷 聡 子

## 総務局（財務室）定期監査の結果について

### 1 監査の対象部局

財務室

財務担当 契約担当 管財担当

### 2 監査の期間

令和2年8月26日から令和2年11月25日まで

### 3 監査の対象範囲

令和元年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて令和元年度以外の事務も監査の対象とした。

### 4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

### 5 監査の方法

財務室各担当から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

### 6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改

善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われたい。

## 1 適正な委託事務の執行について

財務担当では、平成30年度から小・中学校、保育所などの施設の維持管理業務及び修繕業務を一括して業務委託している。この委託業務は、全ての業務を受託者が行うのではなく、受託者が全体のマネジメントを行い、大半は多数の事業者への再委託により業務を遂行する体制で行っている。

今回の監査においては、契約手続きに不備はないか、再委託にかかる手続きが適正に行われているか、履行確認が確実に行われているかなどに重点を置いて、監査を実施した。

その結果、

- (1) 契約書等の供覧や承認の決裁が行われていないなど、文書事務に不備があるもの
- (2) 見積書や仕様書が適正に作成されていないなど、契約事務に不備があるもの
- (3) 再委託の申請書を徴していない、見積合せを行っていないなど再委託にかかる事務手続きに不備があるもの
- (4) 報告書類に不備が多く履行確認が適正に行われていないもの
- (5) 包括外部監査への措置報告の内容が行われていない  
など、多くの事務処理の不備が見受けられた。

財務担当は、財務事務について庁内の指導的立場であり、また、当該業務は、多くの予算を費やし、業務の大半が再委託によって行われている。今後は、事務処理の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。